

令和7年度愛知県認知症対応型サービス事業管理者研修 募 集 案 内

1 目的

認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得するための研修を実施することにより、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

2 募集内容等

(1) 受講対象者

県内（名古屋市を除く。）の指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む。以下「実践者研修」という。）を修了している者又は当該研修開催日までに実践者研修の修了が見込まれる者とする。

(2) 日程・会場・定員

	第1回	第2回
日程	令和7年10月27日（月）、28日（火）	令和7年12月25日（木）、26日（金）
会場	愛知県西三河総合庁舎7階 701会議室 （岡崎市明大寺本町1-4） 電話 0564-23-1211（代表）	愛知県三の丸庁舎8階 大会議室 （名古屋市中区三の丸2-6-1） 電話 052-961-7211（代表）
定員	90名	120名

(3) カリキュラム

別紙のとおり

(4) 受講料

具体の金額・納付方法については、受講決定通知の際に御案内します。

重要！

申込書類を当方で確認した後、受講が適当と認められる者には、10月上旬頃、申込市町村を通じて、受講決定通知書を発出しますが、受講決定通知書を受け取られた者におかれましては、事前に必ず※受講料を納付していただきます。なお、いったん納付された受講料については、いかなる事情（ただし自然災害等により主催者側の都合で今年度内に研修を開催できなかった場合を除く）があっても返金しませんのでご承知おきください。

※ 受講決定通知書を受け取られた方は、その後キャンセルされた場合であっても、そのキャンセルのタイミングの如何に関わらず、必ず受講料は納付していただきます（受講決定通知書を受領された時点で「キャンセル料は100%の扱い」となります）。

これは、受講料について、研修に係る直接経費（講師謝金、講師旅費、テキスト印刷代等）を受講決定通知書の人数で割り戻して決定しており、受託者（（一社）愛知県介護福祉士会）にキャンセル者分の金銭的な負担が転嫁されることを防ぐための措置ですので、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

3 申込方法等

(1) 申込方法

別紙の受講申込書、実践者研修の修了証書の写しを、施設の所在する市町村(保険者)の介護保険サービス事業所に係る指定基準所管部署へ令和7年9月22日(月)【必着】までに提出してください。

なお、お申込み等に関する詳細については、各市町村（保険者）へお問い合わせください。

(2) 受講決定等

申込者数が定員を超えた場合は、愛知県で選考し、受講の可否について市町村を経由して、代表者へ開催日までに通知します。

なお、選考においては、市町村長の推薦書がある者を優先します。

また、受講決定後の受講者の変更は、認められません。

4 その他留意事項

(1) 実践者研修の修了が見込まれる者についても申込みを受け付けますが、修了証書の写しを研修日当日の開始時刻までに確認できない場合は受講をお断りする場合があります。

(2) **研修会場には、駐車場がありませんので公共交通機関でお越しください。**

もし、お車でお越しになる場合は、コインパーキングを受講者ご自身でお探してください。

(3) 研修日程の全ての講義への出席者に対しては、愛知県知事の修了証書を交付します。

(4) 受講者決定後の受講のキャンセルは速やかに各市町村（保険者）を通して愛知県へ申し出てください。（この場合であっても2（4）に記載のとおり、キャンセル申し出の時点で受講料が『納付されていない』場合は納付期限までに必ず納付いただきます。また、既に納付されている場合には納付された受講料は返金しませんのでご承知おきください。）。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状のある受講生の方につきましては参加をお控えください。

(6) 感染予防のため、研修会場でのマスクの着用、手指消毒にご協力をお願いいたします。